

平成 20 年度 第 17 回 定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 20 年 12 月 24 日 (水) 午後 2 時 01 分
場 所 八王子市役所 6 階 602 会議室

第 17 回定例会議事日程

1 日 時 平成 20 年 12 月 24 日 (水) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 6 階 602 会議室

3 会議に付すべき事件

- 第 1 第 37 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について
- 第 2 第 38 号議案 ゆめおり教育プラン策定委員会委員の選任について
- 第 3 第 39 号議案 統括校長を置くことができる学校の基準を設定する訓令について
- 第 4 第 40 号議案 八王子市都市公園条例の一部を改正する条例の設定依頼について

4 協議事項

- ・市立小・中学校の適正配置に関する基本方針について

5 報告事項

- ・定期監査等において指摘された事項への措置状況について (教育総務課)
- ・市立小・中学校における学級閉鎖について (学事課)
- ・小中一貫校の名称等について (指導室)

第 17 回定例会追加議事日程

1 日 時 平成 20 年 12 月 24 日 (水) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 6 階 602 会議室

3 会議に付すべき事件

- | | | |
|----|--------|-------------------|
| 第1 | 第41号議案 | 八王子市立学校教職員の措置について |
| 第2 | 第42号議案 | 八王子市立学校教職員の措置について |
| 第3 | 第43号議案 | 八王子市立学校教職員の指導について |

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	（1番）	小田原 榮
委員	（2番）	和田 孝
委員	（3番）	川上 剋美
委員	（4番）	水崎 知代
教育 長	（5番）	石川 和昭

教育委員会事務局

教育 長（再掲）	石川 和昭
学校 教育部 長	石垣 繁雄
学校 教育部 参事 指導室 長 事務取扱 （教職員人事・指導担当）	由井 良昌
教育 総務 課 長	天野 高延
学校 教育部 主幹 （企画調整担当）	穂坂 敏明
施設 整備 課 長	萩生田 孝
学 事 課 長	野村 みゆき
学校 教育部 主幹 （中学校給食担当）	小松 正照
学校 教育部 主幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	海野 千細
指導室 統括 指導 主事	宇都宮 聡
指導室 前任 指導 主事	山下 久也
生涯学習スポーツ部長	菊谷 文男
生涯学習スポーツ部参事 （八王子市図書館長）	坂倉 仁

生涯学習総務課長	桑原次夫
スポーツ振興課長	遠藤辰雄
学習支援課長	牧野晴信
文化財課長	渡辺徳康
生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当)	若林育男
生涯学習スポーツ部主幹 (川口図書館長)	石井里実
教育総務課主査	山本信男
学事課主査	平塚裕之
学事課主査	山本直樹

事務局出席者

教育総務課主査	後藤浩之
教育総務課主任	佐藤秀靖
教育総務課主任	内田美砂

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成20年度第17回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2番 和田孝委員 を指名いたします。よろしくをお願いします。

なお、本日追加日程の提出がありました。これについても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

また、議事日程中、第37号議案、及び第38号議案、並びに追加日程、第41号議案から第43号議案につきましては、審議内容に個人情報的事案が含まれるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の日程について進行いたします。

なお、本日4時から職員表彰がございますので、それまでに公開日程を終わりたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

小田原委員長 それでは、日程の第39号議案、統括校長を置くことができる学校の基準を設定する訓令についてを議題に供します。

本案について、指導室から御説明願います。

由井学校教育部参事 統括校長を置くことができる学校の基準を設定する訓令についてということで、統括校長を置くことに関連いたしましては、昨年度、目的の第1にございますように、管理運営規則第6条の2に規定いたしましたが、そのうち統括校長を置くことができる学校について必要な事項を定める、これを目的といたしまして、訓令を下記のとおり令達したいということでございます。

裏面をごらんいただけますでしょうか。第2にございますのが、基準でございます。統括校長を置くことができる学校は、次のとおりということで、一つ目が、先進的な取組を

推進するとともに、その成果を市立学校全体に還元する役割を担う学校。

二つ目が、八王子市教育委員会の重点施策や社会の動向等を踏まえて、地域や保護者からの高い期待に応える責務を担う学校。

三つ目が、学校規模等により、管理の困難度が高い学校。

四番目が、統括校長の豊富な経験、より高度の専門的知識等を活用して経営する必要がある学校ということでございます。

第3が、第2に規定する基準に基づいて統括校長を置く学校の指定は、別途行うというもので、これに関しまして、来年の平成21年4月1日から施行したいということを考えてございます。

以上でございます。

小田原委員長 指導室の説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

和田委員。

和田委員 基準の内容について、少し具体的なお話をいただけるとありがたいんですけども、1項目から4項目まで、例えば先進的な取り組みであるとか、あるいは重点施策であるとか、あるいは管理の困難度が高いとか、あるいは高度の専門的知識というのは、具体的にどんなことを想定されていらっしゃるのか、御説明いただけるとありがたいと思います。

由井学校教育部参事 まず一つ目の先進的な取組を推進するとともにというところでございますが、例えば、国、文部科学省の研究開発推進、あるいは指定校など、あるいは東京都教育委員会の研究推進や指定校、それから八王子市の教育委員会の研究協力校、あるいは奨励校、指定校、こういうところが先進的な取組をする学校。

また、小中一貫のモデル校、それから小中一貫の実施校、こういうところも今、申し上げた市の研究校ということで該当するだろうと考えております。

二つ目が、(2)で八王子市教育委員会の重点施策や社会の動向等を踏まえて、地域や保護者からの高い期待に応えるというところでございますが、これは、今申し上げた、特に小中一貫教育校もこのところに該当するようなことが考えられておると、そういうふうに考えております。

それから、三つ目が学校規模でございますが、これは学級数が多い学校、例えば小学校で24学級程度の学級数がある学校というふうに考えております。

次は（４）、統括校長の豊富な経験、より高度の専門的知識ということですが、これは生活指導が困難な場合もあるでしょうし、地域等に経営上の課題があるとそういう場合にここに該当するというふうに考えております。

以上です。

和田委員 そうしますと、まず、学校の条件が、学校を指定している中で統括校長をそこに置くという考え方でよろしいのでしょうか。

由井学校教育部参事 はい。

和田委員 わかりました、結構です。

小田原委員長 そのほかに、どうですか。

川上委員 ちょっと、文言として気になるのは、もちろん前段があるからだと思いますけれども、地域や保護者からの高い期待に応じて。高い期待をしていないところはないと思いますけど、学校。だから、このような表現というのは、やっぱりちょっとあれかなと、ちらっと思いますが、学校ということに対して、今、和田委員がおっしゃったようなこととして、反対側から見るとということはあるかもしれませんが、ちょっと表現がひっかかる。

由井学校教育部参事 すべての学校が、地域や保護者から高い期待を受けていると、それに応える学校、当然のことがもともと入っていると、期待していない学校はないわけだと思います。

川上委員 責務のない学校はないということ。

由井学校教育部参事 そういう意味で。

小田原委員長 そうすると、今のお答えだと、すべての学校が。

川上委員 統括校長が必要ということになりますよ。

小田原委員長 そういうふうになりますよ。

由井学校教育部参事 その前の部分の、八王子市教育委員会の重点施策や社会の動向等を踏まえてということで、先ほど申し上げた例えば小中一貫校ですとか、教育校と、それを踏まえてという、そういう解釈でございます。

小田原委員長 今の質問、さっきの和田委員のを含めて言えば、そうすると２番目は１番目とどこが違うかという、さっきの室長のお話だと重なっちゃうでしょう。

由井学校教育部参事 （１）のところはいわゆる研究校のようなものが入っていますし、（２）は、小中一貫校ということで、僕も、研究という意味ではかぶっていると思います

けども、小中一貫教育校、一貫校という意味では、その母体として学校を支えるものとして、地域や保護者と協力をしながら、協働しながら進めていくと、そういう意味合いが入っておりますので、研究の内容という意味では（１）と重なっている部分もありますが、地域や保護者からの高い期待や社会の動向ということを考えていくと、（２）にも入ってくるだろうと。

また、もし加えるとすれば、このあたり、地域運営学校ですか、そのあたりで、今、地域運営学校は施行でございますけれども、そのあたりがうまく進んでいって、よりいい取り組みが発展していけば入ってくる可能性もあるだろうなというふうに考えております。

小田原委員長 ということですが、そのほかいかがですか。

皆さんの方でなければ、私からよろしいですか。

一つは、これは八王子市の訓令ですよ。この訓令の重さというのか、意味。つまり、八王子市として私たちがこの学校に統括校長を置きたいと、この１から４に該当するというふうに言ったときに、この訓令はどこまで通用するんですか。

由井学校教育部参事 これは、その後、都との協議になりますので、ですから、訓令という形で、この中でどういう学校を配置したいという、そういう要望になるというふうに考えております。

小田原委員長 要望ですか。そこを、八王子市の訓令なんだから、うちの教育委員会としてこの学校を統括校長の学校に、今、学校を指定するというわけだから、したときに、東京都はそれに従わなければならない。そういうと語弊があるから、内申を尊重するというふうになるはずではないかと思うんですが、いかがですか。

石川教育長 県費負担職員ですから、当然東京都が権限を持っているんで、あくまでも八王子市とすれば要望として上げて、そこでの協議になるだろうと思います。

ただ、東京都とすれば、予算措置の問題もあるので、要望があったからといって必ず配置をすることにはならないんだろうというふうに思いますけれども、これを根拠にして強い要望をすることはできるんじゃないかなと考えていますけど。

小田原委員長 どうですか。

とすれば、当教育委員会としては、こういう訓令を決定するに当たり、東京都教育委員会は該当区市町村教育委員会が内申、あるいは具申した場合には、最大限尊重するというのを附帯として、御理解いただきたいというふうに思うんですけど、いかがですか。

そのとおりにしたいと思いますという御返事がいただけると、大変うれしいんです。

由井学校教育部参事 都の方にも、そのように働きかけたいと思います。

小田原委員長 教育委員会として、そういう話がくっついていましたということはぜひ言ってほしいということなんです。

由井学校教育部参事 最終的に。

小田原委員長 皆さん、事務局として、こういうふうにしたいというふうに持ち上げていくわけでしょうけれども、うちの場合、内申するわけでしょうけど、そのときに、協議するという教育長のお言葉だから、そのときに、教育委員会としてこの訓令を定めたときに、東京都に対して、本市の教育委員会は最大限尊重してほしいというふうに言われていますということを負って行ってほしいわけ。と思うんですが、いかがですか。

由井学校教育部参事 そういうふうにしたいと思います。

小田原委員長 もう一つ、統括という言葉は、今さら言ってもしょうがないんだけど、統括という言葉と、学校に指定するというのが合わないんですよ。だから、そういう意味でも、私は統括という言葉を使う以上は、それなりに責任を持たせて、その学校に配置するよりは、その本人に責任を持たせたいというふうに思っております。

これは皆さん、ここに統括指導主事がいらっしゃいますけども、その責任を負って、統括されていると思いますので、そういう、うちの統括指導主事と同じように、統括校長はやっぱり、本市の校長の統括に値するという方にしてほしいと思いますが、いかがですか。

由井学校教育部参事 まさに、学校に置くわけですけども、そういう方にやっていただきたいというふうな考えでございます。

小田原委員長 私の方からは、その2点なんですが。皆さんの方でいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 じゃあ、特に御質疑、御意見はないようでございますので、お諮りいたします。

第39号議案につきましては、ここに提案されたとおりに訓令を令達するというので、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第39号議案については、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程の第4、第40号議案、八王子市都市公園条例の一部を改正する

条例の設定依頼についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から御説明願います。

若林生涯学習スポーツ部主幹 それでは、私の方から第40号議案、八王子市都市公園条例の一部を改正する条例の設定依頼について、御説明申し上げます。

富士森公園内にあります八王子市民球場につきましては、現在バックスクリーン一体型のスコアボードを新設するに伴い、工事を着々と進めているところでございます。

来年の3月までには完成する予定でございますが、完成の前に使用料の改定ということで、今回、提案させていただきます。

具体的には、40号議案の裏面をごらんください、改正案がございます。その改正案中の左側が現行の方式の料金体系となっております。富士森公園につきましては、一式という形で6,000円という形を今、とっております。

それと比べまして、下にあります上柚木公園の野球場につきましては、それぞれ、本部室、放送設備、スコアボードという形で、分離した形での使用料設定となっております。

今回の改正は、この上柚木公園の料金改定に合わせて、それぞれ本部室、放送設備、スコアボード、それから新たに設けますスピードガンを設けまして、それぞれを分割した体系とさせてもらって、それでの使用料の改定という形になっております。

金額につきましては、本部室が4,000円、放送設備が2,000円、スコアボード2,000円、スピードガン1,000円、合わせまして、こちらを全部利用したとするならば9,000円という形になります。

同じく上柚木公園につきましても、本部室、放送設備、スコアボードを使った場合は、同じく9,000円という形で、同じ料金体系というふうに考えさせていただきました。

施行期日につきましては、7月1日を考えております。

以上でございます。

小田原委員長 スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございませんか。

いかがですか。

川上委員 野球場は、皆、2時間以内と書いてありますけれども、今、使われている状況で、2時間以内でおさまっているところってあるんですか。

そのような申し込みの方法をなさるところがあるんでしょうか。

若林生涯学習スポーツ部主幹 実際は、個人で使われる方、個人というか、要するに団体で

使うにしても、例えば高野連みたいな団体さんと、一般市民の集まっている団体さんではかなり違いまして、一般の方については、今言ったように2時間単位で、ほぼ申し込みの中で終わらせていただいております。

それで、高野連さんとか、高校野球の準硬式野球さん、そういう大きなところにつきましては、大体まとめて借り切っちゃうという形が多々ございます。

小田原委員長 今の質問の趣旨は、2時間以内という申し込みというのものもあるんですかという、そういうことだと思っております。

若林生涯学習スポーツ部主幹 2時間以内の申し込みです、1回につき。

小田原委員長 いやいや、だから、言っている意味は2時間だけという。私が例えば10時から12時まで、それから1時から3時まで川上さんが2時間と、そういう別団体が2時間以内の、あるいは2時間単位の申し込みというのは、実際にあるんですかと。

若林生涯学習スポーツ部主幹 それはございます。

小田原委員長 どのくらいあるんですか。

若林生涯学習スポーツ部主幹 数はですね……。

小田原委員長 具体的な数字じゃなくて、どのくらい。例えば、何%、何割くらい。

若林生涯学習スポーツ部主幹 パーセンテージですね。私の方で調べた中では、これが参考になるかどうかはあれですけども、18年度のデータでございますけれども、実際、野球場が使われた数が508でございます。910に対して、508の時間数というか、1回に508単位が使われております。

その中で、実際に今言った連盟さんとか、そういったものの合計というのは254でございますので、おおむね半分は、今言った大手というか、そういうところが使っております。ですから、それ以外が逆に言うと、一般の団体さんの方かなという推測になります。

川上委員 もう一つ、質問させていただいて。

一日のうちで、2時間以内ですけど、先ほど委員長がおっしゃった10時から12時、12時から2時という貸し方はするんですか。その間の時間のときとか、区分の中で。時間をぴったりくっつけて2時間ずつの単位で貸すんですか。貸すというか、申し込んでもらうんですか。

若林生涯学習スポーツ部主幹 基本的には、その時間帯の中でやっていただくので、続けて使う場合は。

川上委員 違う団体が、間をあげないで申し込んでもらうこともあるんですか。

若林生涯学習スポーツ部主幹 そうなります。

小田原委員長 川上委員の質問を、私なりに理解すると、2時間単位という貸し方で本当に機能的なのか、あるいは利用者にとって使いやすい区分なのか、いかがですかという質問になるんですよ。

私なんかの乏しい経験から言えば、野球場を2時間単位で貸し借りするというのは、非常に身動きのとれない貸し方、借り方になるんじゃないかという感じがするわけです。

若林生涯学習スポーツ部主幹 2時間単位については、これは八王子市だけじゃなくて、ほかの市町村も基本的には2時間単位の方が多くございます。それで、テニスコートなんかは別かもしれませんが、屋外運動施設については2時間単位というのが、一つの定説というか、そういう形になっておりますので、八王子もそれに倣っているということで、ですから、利用者の方はその時間の中で、恐らく工夫して、時間については配分しておられるというふうに考えております。

小田原委員長 ほかの区市町村に合わせなきゃいけない理由というのは、あるんですか。

質問の趣旨は、使いやすい形なのかどうかと、聞いているわけです。

若林生涯学習スポーツ部主幹 今のところ、そういう話は私どもの耳には入っておりませんが、例えば、もうちょっと時間を延ばしてほしいとか、そういう話はさほど聞いてはおりません。この中で、皆さん、恐らく努力してやられているんじゃないかなというふうに考えております。

実際、市民球場において野球を公式にやるというのは、今言ったように大きな連盟さんなんです。それで、一般の方が使うにも、確かに大会とかになれば、また別なとり方をすると思うんです。一つの区分じゃなくて、二つ分を合わせてしまえば4時間使えます。その中で、例えば、9回を裏表やるのであれば、2時間以上かかるかもしれません。ただ、大きいところは、当然、最初から最後までとっております。一般の方が使う場合には、2時間の範囲でおさまるような練習試合みたいな形式とか、そういった形が多いのかなというふうに考えております。

小田原委員長 いろいろな使い方があるけれども、例えば、神宮球場なんかを使う場合には、プロ野球が後にあるというようなこともあるから、12回で打ち切っちゃうなんてことがあるわけですね。あるいは延長戦をしないなんてことも起こり得るわけです。そういう使い方であるとする、こういう場合は、2時間なら2時間なんて切らなくてもいい時間

帯の区切り方というのを、考えられているのかなと思うんですが、今のところ支障がないとすれば。

若林生涯学習スポーツ部主幹 特にございません。

小田原委員長 そのほか、何かございませんか。

あと1点、言うとすれば、両方とも9,000円というふうになるけれど、スピードガンがあるかないかで、同じにすることにはならないんですよ。

若林生涯学習スポーツ部主幹 スピードガンというか、施設。

小田原委員長 説明としては、同じ9,000円になるようにしたという説明にされると、困る。

若林生涯学習スポーツ部主幹 現実には、スピードガンがいなければ1,000円、市民球場の方が安いという解釈になります。

小田原委員長 そういう言い方ですよ、むしろ。

それは、本部席が上柚木の方が上等だから。

若林生涯学習スポーツ部主幹 施設も新しいですし、ここで例えばその部分を逆に上げちゃうと、逆に市民球場が1,000円上がってしまうと、もしくは1,000円じゃなくてもいいんですけど、スピードガンの分ですね。その上乘せする部分っていうのがちょっと見ますと、それはまた上柚木との比較の中では、ちょっとどうかなというふうに考えましたので、ある意味スピードガンについてはサービスの部分で考えさせていただいております。施設が市民球場は古い部分がございますので。

小田原委員長 言わなくてもいいことを言っているのですが、非常にいい球場だと思いますので、5,000円の価値はあると思うんだけど。あるいは上柚木を4,000円にしたらいかがかということも考えられるんだけど、そのスピードガン1,000円はサービスというような気持ちでということだそうですから。

若林生涯学習スポーツ部主幹 サービス的な意味合いがちょっとあるかなと、考えております。

小田原委員長 ということで、特になければお諮りいたしますけれども、40号議案につきましては、そのように決定することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと、認めます。

よって、第40号議案につきましては、そのように決定することにしました。

小田原委員長 次に協議事項となります。

市立小・中学校の適正配置に関する基本方針についてを、議題に供します。

本件について、学事課から説明願います。

海野学校教育部主幹 それでは、市立小・中学校の適正配置に関する基本方針の素案を作成いたしましたので、御協議いただきたいと思います。

最初に素案作成までの経緯を、簡単に御説明いたします。

まず、本年3月末に審議会からの答申をいただきました。答申を受けて、5月より教育委員会内部で、基本方針の策定検討会を設置しまして、検討を進めてまいりました。

その後、基本方針の骨子をまとめ、その骨子について9月中に市政モニターを実施したところです。市政モニターの結果を踏まえ、教育委員会内の調整会に諮った上で、素案を策定いたしました。

骨子をベースに市政モニターの結果の一部も織り込み、わかりやすくその趣旨を説明することを心がけたものです。

あわせて、末尾に概要版の方も作成をいたしました。それから、資料編を充実させました。各学校の児童生徒数の推移を地域、区分ごとにまとめております。ここで、1点ミスプリントがございますので、おわびをして訂正させていただきます。28ページをごらんください。資料6なんですけども、上の表が小学校で、下が本来は中学校だったんですけども、同じ表をダブって掲載しております。これ今、差しかえ用のものを持ってまいりました。配布しておりますので、それを参考にごらんいただければと思います。

続いて、これは訂正ではありませんが、32ページの資料8には各学校、各学年の児童・生徒数を、学年別、男女別に掲載しております。これをまた、ごらんいただきますと小・中学校の現在の課題、特に小規模校の課題といったものが児童・生徒数、あるいは男女比等にあらわれておるかと思えます。

この後、今後1月に改めて議案として上程する予定であります。定例会で決定次第、広報やホームページの手続、それから概要版の増刷等、市民に周知を図るための準備に入っていく予定です。

一応、簡単な説明は以上です。

小田原委員長 説明は終わりました。

本案につきまして、御協議いただきたいと思えます。

まず、御質疑からいきましょう。簡単な説明だということで、非常に簡単だったんですけども、内容のところ、ここのところはどうかというようなことは、皆さんの方からは言わないで、ご質問、御意見をいただいてからということのようですが。いかがですか。

水崎委員 これを読むに当たりまして、14回あった審議会の会議録、あと答申、そしてパブコメ、全部、目を通させてもらいました。この基本方針は、かなり気を遣ってつくってくださったんだというのがうかがえました。お忙しい中、ありがたかったと思います。

ちょっと細かいところなんですけども、今回、訂正された部分がこのように載っていると思うんですけど、本文で訂正されていて、この概要版で訂正されていない文言があったりもしたんです。そこら辺をもう一度整理してもいいのかなと思いました。

例えばですけど、本文の4ページの真ん中で、これら学校規模によりって、ここが修正されていると思うんです。学校規模の大小となっていたところが、学校規模によりに修正されたと思うんですけど、概要版のところの学校規模による課題のところはかえていないという感じなんです。学校規模の大小によりって、前の文言が入っているんですけども、こういうのは揃えた方がよければもう一度、見直した方がいいのかなと思います。

海野学校教育部主幹 大小をとったんだけど、概要版の方に残っているということですよ。

水崎委員 あえてそれを残しているのか、それとも直すのを忘れちゃったのか。そこをもう一度見ていただければと思います。

それが、ほかの箇所もありますので。恐らく、本文直されたときに、概要版はもう一度見直しがされてないのかなと思いますので、そこは統一した方がいいものは、統一するという方がいいんじゃないかと思いました。

小田原委員長 学校規模の大小というのは、使っているところがあるんじゃないの。

平塚学事課主査 上段の1、2行目で大小というのはそのまま。

小田原委員長 使っているんだよね。

水崎委員 使うことがいいとか悪いとかを言っているんじゃなくて、ちょっと細かく概要版のことを言うかということ、一般市民はこの長い文章を読むよりも、概要版の方を割合と見やすいから見るんじゃないかなと思いますので、丁寧に仕上げた方がいいのかなと思ったんです。

そして例えば、適正配置を推進する場合の留意事項、概要版の。右下のこの枠ですよ、

これは直っていた、大丈夫だ、すみません。直してある。

あとは、細かいところはお任せしますので。それと、もう一つすみません、概要版の学校施設の整備、ここで下線が入っているんですけど、これ、あえてここだけ入れるという理由があるのかないのかを聞きたいと思います。

海野学校教育部主幹 これは、後で取ります。

小田原委員長 文言では、多少じゃなくて、何カ所かもう1回検討してほしいというところがあるんですけど。例えば今の配慮事項で言えば、直しているんだけど、本文で出てくるのはどこになるんだ。

海野学校教育部主幹 13ページです。

小田原委員長 13ページで、この見え消しはそのまま残しておいていいんだね、このところは。

ここでエの廃止される学校への配慮のところ、これは文章としてつながっていくかという、よくわからないところがあるんですけども、学校の統廃合を行う場合には、子どもたちや保護者、地域住民に及ぼす影響も考慮し、廃止される学校の教育活動や伝統、子どもたちの心理面への配慮を考えていく必要があります。

気持ちはわかるんだけど、子どもたちや保護者、地域住民に及ぼす影響も考慮して、何なんですか。影響も考慮し、廃止される学校の教育活動や伝統、子どもたちへの心理面への配慮を十分に考えていく必要があります。子どもたちへの心理面への配慮は、子どもたち。それから保護者、地域住民に及ぼす影響ということは、廃止される学校の教育活動や伝統の部分ということになるのかな。ここが、ごっちゃになっちゃっているんですよね。

だから、ここはちょっと整理していただきたい、もうちょっと。

それから後は、いいかな。

水崎委員 8ページ、9ページの文章で、コミュニティという言葉が多く出てくるんです。地縁的なコミュニティとか、地域コミュニティとか、コミュニティづくりとか、コミュニティっていうのがいっぱい使われるんですけど、これはどのような解釈を、日本語にすればいいんですか。

小田原委員長 日本語で言ってください。

平塚学事課主査 的確な訳しがあると思うんですけども、ここでは特に一定の地域と、そこにある人々、その相互関係というような意味合いで使っております。

特に、一般的に言われるコミュニティと同意語で使っております。

小田原委員長 意思疎通、何だ。

平塚学事課主査 コミュニケーションという言葉に基づいて。

小田原委員長 成立しているものというのかな、そういうことだな。

こういうのは余り使わないで言えると、一番いいというふうに思っているんですね。

だから、通学区域というのは何かって言うと、学校教育法の5条と8条で触れている部分に基づいてということで、整理しちゃった方がいいと思う、その事実関係で。皆さんとしては、ここでよくわからないんだけども、強調されているところは、非常に地縁的なコミュニティを大事にしようとしているんだけども、これは必要な、考えなければいけないことだけれども、これだけで通学区域制度を維持していきますというふうを受け取られると、そうならないのが現実ですから、そのところを御理解いただくような表現に、これもまとめ直していただきたいというふうに思います。

平塚学事課主査 通学区域の部分については、適正配置内、審議会の中では、この辺の法的な部分を含めて審議をして、答申のところについては法的な部分を含めて記述をした部分なんですけれども、基本方針の部分については、前段の部分が少し抜け落ちているような部分でしたので、今、御指摘がありましたように通学区域の本来の法的な部分をしっかり明記した上で、二次的な要素として地域コミュニティに関係する部分についてはこのまま記載させていただきたいと思います。

小田原委員長 そうですね。

そのほか、いかがですか。

水崎委員 11ページの(1)のア、過小規模校への方策というところなんですけれども、一番下の行で、統廃合により過小規模の解消を図りますと、こうなっているのは統合によりということで、直されましたよね。そして、これを意味があって統合によりっていうふうにされたのであれば、概要版の方も望ましい規模の学校にするためにといったところは、統合によりと直しておいた方がよろしいんじゃないかと思います。

平塚学事課主査 それについては、修正漏れです。概要版の方を修正させていただきたいと思います。

川上委員 ちょっと気になるのが、2ページの一番上、前回ちょっと私も少しあれしたものをお渡ししたかというふうに思っていますが、教員の質、資質向上というのは学校教育なんですか。

2行目、3行目、児童・生徒の学力向上や教育の資質向上など学校教育を充実しと、今

度かわっているんですけども、それがパワーアップ研修等を実施してということなんですよ。ここら辺が、これは併記できないんじゃないかというふうに、私はちょっとこの間、意見をお渡ししてあったんですが、ちょっとまだそのまんまだな。

資質向上は学校教育なのですか。ちょっとそこら辺がわからないので、質問です。

海野学校教育部主幹 ちょっと日本語、十分わかりにくくなっているかと思います。資質向上によって、学校教育を充実していくというふうな意味合いになるかと思います。

小田原委員長 そうじゃないんじゃないの。それは、もちろんそうなんだけども、文脈上からいくと。ここの学校教育を充実しというのは、普通のはなんていう言い方をして申しわけないけど「ゆめおりプラン」に基づく項目の一つがここに出てくるんだけど、むしろ学校教育の充実というかぎ括弧がここにあるわけだよね。

この次に、特色ある学校づくりがあって、その次が、開かれた学校がある。その三つをここで言おうとしていると、私は理解しているんです。文脈のとおりを言うと並びにくい部分があるかもしれないけども、これこれこういうことをやって「ゆめおりプラン」でいっている項目の3番目の部分。三つに分かれたところの一つずつをやっていますよということ、このところでは言っていると私は理解しているんですけど。

逆に言うと、この施策を遂行するための、この施策というのは、前のページの学校教育の充実のためにアシスタント・ティーチャーの配置や、本市独自の学力定着度調査、そういうのが並んで、その結果として、学力向上や教員の資質向上が出てくるんだよと、そういうことなんだよね。それを、一文でするとこうなるということじゃないですか。

平塚学事課主査 今の委員長のおっしゃるとおりの作り方だったんですけども、2ページ目の部分については、1ページ目の表の点線で囲っている部分については、既に発表しております「ゆめおりプラン」からそのまま文章を抜粋したものでございまして、この両括弧1、2、3、この部分について、2番の部分で、文章で説明をしたという部分と、この「ゆめおりプラン」では施策として挙げていなかった部分なんかもございまして、それを後段のところでは補足的に説明して、今、現状の八王子市が目指す教育を行うための施策をここで説明をしているというような意図になってございます。

特に、言葉的には「ゆめおりプラン」では、心身障害者教育ということでは触れておりましたけれども、特別支援教育という言葉自体は「ゆめおりプラン」ができた後の部分でございまして、特別支援教育また小・中一貫教育、地域運営学校、この部分については最近の施策ということで後段の方で説明をしていると、こういう作り方をしたところで

ございます。

小田原委員長 ということですが、いかがですか。言葉の上でいくと、通学環境というのもよくわからない言葉になっちゃっているから、ここももう一回見直してほしいなと思っています。通学環境というのが、広くとらえる場合と、狭くとらえる場合というのが結構ある。それで並列されているようなところもあるので、そこもちょっと気になったんだけど。

平塚学事課主査 今の通学環境の部分については、まだ十分整理できていない部分については、最後に見直ししますが、7ページの部分、適正配置を考えているところでは、学校の規模と通学環境というものを考えていくと。その通学環境を考えていかななくてはいけないのは通学の距離と時間という、物理的な部分でございますので、この7ページの部分についてはその物理的な部分ということで、下から3行目については、通学時間ということで具体的に示しています。

その後、通学環境という言葉、基本方針で使っているんですけども、それについては安心・安全とか、そういう通学の不審者対策とか、そういうものも踏まえたものを通学環境というふうに整理をしていきたいと思っております。

小田原委員長 ほかは、いかがですか。

和田委員 用語の確認をちょっとよろしいですか。

まず、3ページのところの半ばぐらいにある多数集団という言葉が、ちょっと一般的な教育用語には使われていないと思うんです。どういうことをイメージされているのか、ちょっとわからないということと、もう一つは、八王子の場合は、地域運営学校という文言で通しているということで、理解してよろしいでしょうか。

その二点です、まず。

平塚学事課主査 多数集団というのは、こちら適正配置を検討する上で、少人数という部分が、一つの考える検討の材料になっておりますので、ここではあえて、少人数というものと対比させるために多数という、多数集団という言葉を使わせていただきました。

本来であれば、多数集団による一斉授業の後の習熟度別学習やグループ学習というのは、少人数指導という部分とあわせて行われることが多い部分でしたので、一斉授業ということとはそれと対比するために、ちょっと使った部分なんですけれども、多数集団という言葉は、単語自体が適切かどうかは、もう一度再確認させていただきたいと思います。

それと、地域運営学校という部分については、一方で、文科省等ではコミュニティスクールという言葉も使われている中では、八王子市では今のところ地域運営学校という言葉、

そういう呼び方で統一していくところでございます。

和田委員 多人数とか、大規模とか、そういうような用語になってくるのかなと思うんですが、多様なということではないんですよ。そんな誤植じゃないんですよ。

それから、もう一つお伺いしたいのは、5ページのところに小・中学校の適正規模、望ましい規模の考え方を示している網掛けの部分がございますよね。この部分と、市政モニターで扱っているアンケート結果との関係を、説明を求められたときに、どのようにお考えになっているのか、ちょっと確認したいんですが。例えば小学校であれば、望ましい規模というのは12学級から18、そして、望ましい規模に準ずる規模というのは24まで広げていますよね。

そうすると、このモニターの規模で言えば、上位三つ、拮抗している部分も含めて、上位三つのモニターのアンケート結果をもとにして、考えられているなというのがよくわかるんですね。

もう一つ、中学校の方を考えると、今度は9学級から18学級という規模になっていますよね。そうしますと、この数字からいくと、18学級というのはこれでいくと、合計からいくと8.3%の割合になっていて、数字的には非常に少ないところまで含めて、これを望ましい規模というところまで広げているわけですよ。上から、4番目の内容まで広げている。つまり、モニターがすべてではありませんけれども、これを説明する根拠として、この網掛けの部分を読んでみると、学年経営や教員配置などの面に大きな支障がないことからというような表現だけで終わっている部分があるんですけれども、これは恐らく学級数によって、教員の人数がかわってくるということを前提に表現されている部分だろうと思うんですけど、ちょっとわかりにくい部分があるので、モニターとの関係を、今、この場でこういう数字が出ているものですから、その説明を求めたらどんなふうなお答えになるのか、確認をしたいなと思って。

小の方は、まだわからない。中の方のモニター結果との整合性みたいなものが、ちょっとわかりにくい部分があるので、その基準規模についてをお伺いしたいと思います。

平塚学事課主査 こちらのモニターのまず考え方なんですけれども、こちらの始めのところに触れてありますが、基本方針そのものについては市議会の答申を踏まえたものとして作成しております。

まずは、基本方針の骨子を作成、この骨子という部分については、答申を踏まえた上で教育委員会で作ったものですが、この骨子を作成してその骨子について市政モ

モニターアンケートを実施しております。

したがって、市政モニターアンケート結果を踏まえて、基本方針をつくったというような位置づけではなくて、再確認というんでしょうか、一定の考え方をモニターをかけて確認をしたような状況でございます。

こちらは、モニターの結果のときに御報告したんですけれども、ほぼ基本方針の骨子について、肯定されているような結果があったということ踏まえていますので、それまで検討しました骨子をモニターの結果を踏まえて、改めて見直す必要がなかったというふうに判断をしたものでございます。

従ってここでは、参考ということで書いてありますので、このモニター結果を踏まえて、上の学級規模の区分をつくったということではないというところでございますが、その辺についてはここで明記していないところでございます。

それと、結果的にこのモニターの結果と、最終的な基本方針の区分についてはどう考えるかという部分なんですけれども、恐らく市政モニターの結果の部分については、現状での中学校の規模の状況がある程度反映した結果になっているかなというような分析は持っております。八王子市の中学の現状では、12から18という部分で考えますと、平均的には18学級の中学校というのは、ほぼ少ない状況がございます。12から15ぐらいがやはり一番多いところでございます。失礼しました、9学級から15学級ぐらいの幅で現状の学校規模というのが、八王子の現状ですので、そういった意味では八王子の今の現状も少しこの辺には入りながら、こういう結果になっているのかなというような印象は持っているところです。

それで基本的には、12学級から18学級というのを基準にしまして、これはそれぞれ審議会の中では学年単位、一学年何学級か、その中で教員配置がどうか、そういうものを審議の中で検討した結果出した一定の考え方ですので、この部分については教育委員会の中でも異論がないということで、答申の考え方をそのままとしてここでは基本方針としたというところでございます。

この基本方針なんですけれども、審議会の中ではこういった学校規模については、十分審議をした経過があるんですけれども、なかなか基本方針の中では、議論の経過までは記述するとボリュームが大きくなってしまふのかなということで、審議の過程は割愛して、結果の部分だけを強調して載せているような作り込みしておりますので、中には審議の過程の中で考え方が少し足りない部分があるのかなというふうには感じておりますが、

逆に答申はそのまま生きているものでございますので、場合によってそういう説明の部分については答申を参照すれば説明ができるのかなというふうに考えております。

以上です。

和田委員 確認なんですけど、市内で例えば18学級、つまり一学年6クラスという学校と
いうのはどのくらいあるんですか。

平塚学事課主査 中学校ですか。それは資料集の27ページが中学校の平成20年度の学校
規模でございまして、最大が16学級2校と、こういった現状でございます。

和田委員 18はなかったっけ。

平塚学事課主査 20年度はございません。

和田委員 16が最高。

平塚学事課主査 そうですね、今年度においては16学級が一番大きな規模でございます。

和田委員 梶田もそんなに小さくなっちゃったんだ。

平塚学事課主査 梶田が今、15学級でございます。

和田委員 直接的には、このモニターの結果というよりも、最初の原案に対して意見を求め
て、こういう数値であっても適正に準ずる規模に、範ちゅうに入ると判断をされたという
ことですよ。

意見を聞くということじゃないんですけど、ちょっと一学年6クラスというのは、中
学校の規模としてどうなのかなというのは、ちょっと感じるところがあるんですけど。

小田原委員長 これを範囲として、そこら辺も含めておかないと、後のやりくりが難しくな
ると。つまり、ここで二つに割っちゃう形をとっちゃうと、後がまた大変だろうから、最
大、マックスの割らなくてもいいところを想定すると、そこら辺までを許容範囲と考えた
いという思いが、この準ずる規模と。

川上委員 そこに入ればいいんじゃないかと思ったんですけど、望ましい規模というところ
に。望ましいというのは、絶対的にいい、望ましい。それに準ずるというのは、上下に
あるものじゃないかと、私は一般的には思うんですよ。

小学校の方は、小さい方がない。中学校の方は、大きい方がない。だったら、今現在望
ましい規模でございました、最大限が16ですよ。18までが望ましいに入れておいて、
一校だけ15にしておいて、16から18を望ましい準ずるにしたらどうかなという、こ
の表を見るとそういうふうに一般的には思うんじゃないかなというふうに思ったんですけ
ど、すみません。

石川教育長 答申の内容、そのものはこのままいくんでしょう。

海野学校教育部主幹 基本的に今の答申の結果に基づいて。

石川教育長 これをいじるわけにいかないでしょう。

小田原委員長 ということですが、そのほかお気づきの点、ございませんか。

水崎委員 2ページなんですけど、2番の本基本方針の位置づけというところで、本基本方針は、適正配置の推進をもって、八王子市がめざす教育の礎となるものと位置づけて、これは前見せていただいたのとかわったんですけど、この文章、皆さん、違和感ないですか。ずっと入ってきますでしょうか、どうでしょうか。

この基本方針が教育の礎になる、そういう言葉ですいいかしら。ちょっと私、読んでいてしっくりいかないな、間違いじゃないんだけど何かちょっとしっくりいかないなと。かといってこの前のを読んでもしっくりいかないし、何かなと思いながら読んでいたんですけど、もし、皆さんが、いやこれでいいよって言うのであれば、それで私はいいんですけど、何か、ひっかかりながら読んじったなという気がしたんですけど。

小田原委員長 前回と同じなんですよ。同じなんだけれども、これは前段が多分あったと思うんだけど、前段というのは、この話に入る前の審議会にかける、答申を求めたとき、審議会に諮問したときの話の中で、いろんな部分を含めて、要するにこれからの子どもたちの人口推移等を考えていったときに、いろんな学校の課題を考えていくと、いわゆる教育の教育基盤を、インフラという言葉を使ったんだよね、あれ。整備したいという話があったんです。ということが、ここの思いなんだよね。

だから、適正配置を進めることが礎だなんてなると、えっていうふうに思うんだけど、思いがそこにあるから、これからの礎なんだ、もとになっていって、学校も新たにつくるなんて時代もこれから非常に難しいだろうし、それから、通学環境で道が新しく一本できたなんてこともできることはないだろうから、この中でどういうふうに適正配置するか、そこをもっているいろんな教育計画を進めていく学校規模も教員の配置もいろんなことをその中でとにかくやっていってくださいよと、そのもとをつくりたいんだというふうに考えるといじりようがない。

だから、とりあえずこれを設定することによって、この基本方針、適正配置を進める。

海野学校教育部主幹 一番最後のところだったかと思うんですけど、要するに適正配置というのは、例えば、小・中一貫教育であるとか、地域運営学校であるとかいろいろな試みをしているけれども、その一番ベースのところ公立学校としての基盤を整えると

いう意味では、適正配置ということが礎になるというような表現をしているんですね。

その上に、そういう教育改革のようなものが乗ってくるんだというふうな考え方。それは審議会の中でも、やはり適正配置でやっていることはそういう公立学校の基盤というものを検討してきたんだというふうな話になるんです。

それを文言でこういう書き方をしたものですから、ちょっとわかりづらかった部分があるかもしれないです。

小田原委員長 ということですが。

平塚学事課主査 今の部分を補足させていただきますと、特に小規模校を考えたときに特色ある学校づくりという施策と、小規模校のカラーというんでしょうか、そこをどう考えるかというのが非常に重要な点だというふうに考えているんです。

まず考えなきゃいけないのは、公立学校としてのあり方という部分を考えて、その中で一定の学校の規模、集団性、多様性を確保する。まさしく、今言った基盤という部分の考え方。これをやっぱり、しっかりと確立した上で、その次のステップの中で特色ある学校づくりとか、そういった部分ですね、そういう試みがあるというような部分、これをきちっとやはり市民にもお伝えしなきゃいけないものだと思っておりますので、そういった意味では、特色ある教育活動、学校づくりとやはり適正配置、これを同時に考えるというのは次元が違うものですので、その辺の考え方の整理、そういう部分をちょっと明確にしたいというところで、基盤とか、この場合は基本とか、実例とかそういった部分を使ってということがございます。

水崎委員 あえて、私なんか基盤って思っちゃうんですけど、基盤という言葉じゃなくて礎って使ったのは、あえて使いたくて使ったということですか、その方が。

小田原委員長 答申を尊重したと言え、そういうことですよね。

読みにくいことは確かに読みにくいんですよ。だから、前の方がいいのか、今回の方がいいのかというと。だけれども、答申の思いを入れれば、今回の言い方がまだいいかなということですよ。

水崎委員 意味はよくわかるんですね。ただ、言葉が何かしっくり入ってこなかったもので、言われている意味とかはよく答申も読ませていただいたのでわかったんですけど。

小田原委員長 今の平塚さんの補足した部分が、ここのところに入ってくればよくわかるんだろうけれども、入れられるかどうかも含めて、また検討してみてください。

位置づけだから、あんまりいろいろ言いたくないんだね、気持ちは。あとはどっか注で

入れるかだな。注の入れ方も違うんで、用語の解説みたいなことになっているから、注も入れにくいところがあるな。ここも御指摘があったとして。

そのほか、いかがですか。

とりあえず、素案ということで協議議題として提示されましたので、今、触れられたことをもとにさらに御検討していただくとして、こここのところをもうちょっとというのがあれば。

水崎委員 内容は最初にも私言いましたように、会議録、答申、パブコメ、全部含めて、でき上がったっていうのがすごくよくわかりました。私すごくありがたかったなと思うのは、とても計画的に進めていただいたということ、適正配置をこれから進めるときに、いろいろ起きてくることもあるのかなと思うんです。そういうときにやはりこういう計画的に進めていただくということは、非常にスタンスとして大事だなということを感じたんです。

だから、海野主幹と平塚主査には、最初にスケジュールを見せていただきましたけども、ほぼそれに忠実にやってきていただけたということはありがたいなと思いますし、今後、具体的な方策を出してやっていくときも、こういう計画的に進めていく、それは市民にとっても、不安というものが少しでも減っていくのかなと思いますので、ぜひ、今後も計画的に進めていくということをやっているだけであればありがたいなと思いました。

小田原委員長 という御意見がありましたけども、今の御意見を聞いて総務課長とか指導室長、何かありませんか。

なければいいんですけど。私はすべて、教育委員会の事務局の皆様、私たち含めて計画的にやってきているつもりだと思っておりますので、今回だけが計画的に進めたわけではない、従来もそのようにやってきたはずですから。

だから、今回だけが非常に丁寧なやってきたと受け取られると、丁寧にやってきたことは確かですけども、すべてそのようにやってきていると私は認識しております。

よろしいですか。総務課長、指導室長にかわって、ほかの課にかわりまして、私はそう思っておりますので。この生涯学習部は全然やっていませんとかって、民意を考えないで工程表をつくっているわけではない。先ほどの富士森についても皆、そうだと思っておりますので。ただ、今の水崎委員の指摘は、これで終わったわけではなくこれが出発点という認識があつての発言だということですので、これからの戒めとして、気を引き締めてお取り組みいただきたいというふうに思いますので。

これを改めて、基本方針として整理されたものがまた出てくるということですね。とい

うことですので。

水崎委員 今後のスケジュールを、もう一度確認させてほしいんですけど、1月の定例会で議案として上程し、その後はわかっている範囲で教えてください。

海野学校教育部主幹 その後、決定されましたらば、ホームページとか、広報とかに載せる、それから、概要版を増刷りをしまして、市民に配布していくというふうな準備に取りかかります。具体的な日程については、まだ、明確になっていない部分がありますけれども、基本的にはそういう段取りであります。

水崎委員 校長会の方への連絡というのは、どの時期でされますか。

海野学校教育部主幹 決定した後、学校の方との調整をまず図っていくことが必要だと考えております。

水崎委員 よろしく申し上げます。

小田原委員長 今、概要版の話がありましたけれども、先ほど御指摘があったように、概要版は行間がまた読みにくくなりますので、特に御配慮をしていただければと思います。

ということで学事課からの協議議題はよろしゅうございますか。

ではこれまでの御指摘、御意見等含めて、また、改めて御検討していただいて、提出いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

小田原委員長 それでは、引き続いて報告に入りますが、よろしゅうございますか。

それでは、教育総務課から。

天野教育総務課長 それでは報告事項ということで、定期監査等において指摘された事項への措置状況ということで、これまで別紙の方で一覧になっておりますけれども、指摘された事項等について、措置状況についての御説明をさせていただきます。御説明につきましては、山本課長補佐からお答えいたします。

山本教育総務課主査 定期監査等において指摘されました事項への措置状況についてを、配布いたしました資料に基づきまして御説明いたします。

1の指摘事項への個々の措置状況ですが、平成19年度定期監査、行政監査、平成16年度と17年度の包括外部監査ごとに別紙がありますので、ごらんください。

19年度の定期監査において指摘のありました事項につきましては、8月6日の定例会におきまして対応を報告したところですが、過去に記載しましたとおり、中学校の部活動に係る部費会計の取り扱いを除きまして、措置を講じました。中学校の部活動に係る部費

会計の取り扱いにつきましては、現在、事務局で統一的な基準を検討しておりますので、2月ごろには小・中学校に通知をしたいと考えております。

それから19年度の行政監査なんですけれども、これは補助金等の適正な執行を図るという観点から行われたもので、監査結果につきましては、ことしの1月16日の定例会で報告いたしました。そこで説明しました内容により対応を進め、(3)に記載しましたとおり、現在検討中の体育協会施設使用料補助金の取り扱いを除きまして、措置を講じました。

それから、包括外部監査への対応ですけれども、公の施設の管理運営につきましては、対応可能なものは既に措置を講じております。各施設の業務委託の状況、職員等の状況等につきましては、全庁的な対応等が必要なところもありますので、引き続いて懸案となっているものもあります。

最後に、平成16年度の包括外部監査につきましては、4月1日に最後のものの措置を講じたので、すべて対応し終わったことになります。

それで、2の監査委員への報告ですけれども、一覧表にあります措置日、報告日欄に記載した日付で報告をいたしました。今後措置を講じたものにつきましては、順次監査委員に報告をして、今回の報告と同様に取りまとめて、定例会に報告いたします。

私からの説明は以上です。

小田原委員長 教育総務課からの報告は終わりました。

本件につきまして、何か御質疑、御意見ございましたら、お願いします。

水崎委員 前回に見せてもらった資料を持ってきていないので、よくわからないんですけど、

これ、前に指摘されたのと同じような項目をまた指摘されているっていうのはありますか。

小田原委員長 前のとは、いつのこと。

水崎委員 去年。

小田原委員長 これは前回見せてもらっていますよ、この一番右の部分が加わって。前回というのは、18年度のは違います。18年度とは全然違う事項が指摘されています。同じものはないですね。

山本教育総務課主査 ありません。

水崎委員 この前、見せてもらったもの。

小田原委員長 前、見せてもらっているいろいろ言った。例えば、僕が部費のところだけがまだ措置済みになっていないわけですけれども、4ページですか、後は全部もう指摘された事

項についての改善措置はなされたという報告なんですよ。

部費については、どうなったという話になって、それを私費会計で全部やるって言うから、そんなことをしていいんですかって質問したのがこれ。あのときのですね。

水崎委員 すみません。思い出しました。申しわけない。

小田原委員長 公的性格を持つ指示については、一般的に学校長が責任を持って、やらなければいけないから、あえて規制をかけますということだったんだよね。

僕は、余りそういうことをしない方がいいんじゃないか、学校のためにしない方がいいんじゃないですかと言ったんだけど、やるって、心配のないようにしたいということですので、それはそれで、校長会と御相談しながらやる分についてはいいんじゃないですかね。

よく言われることは、この部費のところはまだだて言われるんだけども、学校の中に現金を置いていっちゃうというようなことが、絶対ないような形をぜひとってほしいなと思います。

そのほかいかがですか。特にございませんか。

措置内容が見れば非常によく、改めて何でもっと前にこういうことができなかつたんでしょうということですよ。指摘される前に。

ということですが、よろしゅうございますか。このとおり、さらに部費のところをよろしくお願ひしたいと思います。

続いて学事課から、報告願います。

野村学事課長 前回に引き続き、インフルエンザ様疾患による臨時休業の措置について御報告いたします。御報告は、担当主査の山本の方から御報告いたします。

山本学事課主査 学級閉鎖の状況ということで、御報告をさせていただきます。

本日現在になります。2校、第七中学校1年生3クラス、宇津木台小学校3年生1クラス、計4クラスで学級閉鎖の措置がとられております。宇津木台小につきましては、本日が休校ということになっております。

参考までに昨年の状況を御報告させていただきます。昨年、この時期では14校が閉鎖になっております。14校39クラスが閉鎖ということになっております。昨年に比べますと、今年は少ないということが言えるということです。

さらに、追加の報告なんですけれども、インフルエンザではないんですが、伝染病ということで、百日せきが本日発生をしまして、横川小で1名、男子児童が発症したということです。本日欠席しているんですけれども、ほかの児童への感染はないということで報告

がありました。

以上です。

小田原委員長 ということですが、何か御質問ございませんか。

暖かいから減っているということですか。全般的にはどうですか。

山本学事課主査 昨年は多分、非常に多かったということで、ことしも全般的には多いと言われているんですが、やはり昨年が異常に多かったです。

小田原委員長 昨年在、異常に多かった。

百日せきの潜伏期間というのは、どのくらいなんですか。感染は、ほかになんというんだけど。

野村学事課長 まだ疑いなん。一人、調べています。

小田原委員長 よろしいですか。では、お疲れさまでした。

続いて、指導室から。

宇都宮指導室統括指導主事 みなみ野小学校及びみなみ野中学校の平成21年4月1日からの小中一貫校開校に伴う名称等について御説明を申し上げます。

まず、名称についてでございますけれども、小中一貫校の名称といたしましては、仮称でもうついておりましたみなみ野学園、それからみなみ野小中学校、みなみ野学校等の候補がございましたけれども、品川ですとか三鷹市で採用しております学園名というのは、八王子においては都立の特別支援学校や施設等で使用されており、混同を避けるというために別の名称をと考えました。

小中一貫校らしさがわかりやすい名称ということで、本市としては地区名の後に小中学校を入れて、小中一貫校の名称にしていきたいというふうに考えております。みなみ野に関しましては、みなみ野小中学校といたしますが、基本的な設置条例上の学校名は変更せずに、管理運営規則上の中でみなみ野小中学校としていきたいというふうに考えております。

なお、所在地及び電話番号につきましてですが、来年度につきましては、受付がごきます事務室でございますけれども、小中別々の場所からスタートいたしますので、住所、電話番号等は変更いたしません。

その他になりますけれども、12月22日、今週の月曜日でございますけれども、みなみ野小学校におきまして、小中一貫校の開校説明会を実施いたしました。お手元にカラーのリーフレットがいつているかと思っておりますけれども、それと、八王子市の小中一貫教育の

基本方針のリーフレットを配布いたしまして、説明会を行いました。参加者については、みなみ野小学校の保護者が133名、みなみ野中学校が18名、みなみ野君田小学校が70名、七国小学校の保護者が16名、その他一般、教員等も含めまして250名程度の出席がございました。教育委員会からは基本方針に基づきまして、本市の小中一貫教育について説明をいたしまして、その後、学校から学校案内のリーフレットと、プレゼンによりまして小中一貫校の教育内容について説明を行いました。

近隣の幼稚園、保育園にもポスターにより案内が進んでおりますけれども、今後、入学説明会ですとか、年度当初の学校説明会でもこれらのリーフレットを配布しながら、みなみ野小中学校の教育内容について説明をしていくことになっております。

以上です。

小田原委員長 指導室からの説明は、終わりました。

本件につきまして、何か御質疑、御意見ございませんか。

水崎委員 このリーフレットなんですけども、これを作成したのはどなたですか。みなみ野小中学校でつくった。

宇都宮指導室統括指導主事 みなみ野小中学校でつくりました。

水崎委員 それは、事前に指導室もチェックをされたということですか。

宇都宮指導室統括指導主事 もちろん、させていただいております。

小田原委員長 拝見したでいいわけね。

水崎委員 この前、22日、私も説明会に行ってきたんですけども、その中でみなみ野君田小の保護者の方が何名か質問されていたんです。どうも、みなみ野小中学校の開校に当たって、みなみ野君田小の方は、一部なのかどのくらいなのか、私はよくわかりませんが、まだ不消化、なかなか受け入れられないという、そういうものがあるんじゃないかなという気がしたんですけども、そこら辺は今後どのような形でやっていくということを考えておられるのか教えていただきたいと思います。

宇都宮指導室統括指導主事 これにつきましては、基本的には学校が取り組むべき内容でございますので、当日の説明でも申し上げましたが、君田小学校でも説明会をするという計画が今後ありますので、それを持っていきたいなというふうに思っております。

水崎委員 みなみ野君田小での説明会というのは、入学説明会ですか、それとも、今みたいなのをやるということですか。どういうことですか。

宇都宮指導室統括指導主事 私ども、今のところ聞いているのは、今までの小中一貫教育に

関してモデル校をやっている関係の中身についての説明会を、年度内に実施するというお話を聞いています。

小田原委員長 もうちょっと見えない部分がありますので。水崎委員が行って、君田小の保護者の話を聞いて、どういう点を心配して、君田小にはどういうふうに教育委員会として取り組んでいくのかという、そののところを、何を聞いているのか。

水崎委員 この前の質問、皆さん行かれた方はわかると思うんですけど、みなみ野小中は校舎が一体型になって、かなり強固に一貫教育ができるだろうと。だけど、みなみ野君田小は離れている、校舎が。そこで、みなみ野小と同じようには、みなみ野君田小は来てもらえないんじゃないか、やれないんじゃないか、実際に。その心配がやはりあったと思うんです。それは、出られた方はわかると思うんですけども。そこら辺、どのように理解をしてもらうのかなってということだったんですけども。

宇都宮指導室統括指導主事 それも一昨日、御説明申し上げましたとおり、みなみ野小中は校舎一体型ですので、君田は離れておりますから、同じような一体型の強固な一貫教育というのはできないという、これは緩やかな一貫教育ということで御説明をさせていただいたわけですが、君田のお子さん方にとっては、七国中学校に行くお子さんもいらっしゃるわけですね。その中で、最終的に、あのときにも説明させていただきましたけれども、みなみ野の子ども全体を育てているということで、いわゆる、八王子全体で考えれば小中一貫教育の基本的な部分については共通して行っていくわけですので、同じような小中一貫教育の基本的な部分はやっていくわけですが、特にあの地区については2中3小というような形になっていますので、できればその辺の共通のステージを将来的につくっていかねばいいなというところがございますけれども、単的に申し上げれば、君田小も非常にいい取り組みをたくさんされているんですが、保護者に対する学校のアナウンスが足りないという部分があるかと思っておりますので、これは校長先生にもお話をさせていただいたところです。

以上です。

水崎委員 よくわかりました。アナウンスが足りないというのは、連携についてのアナウンスが足りない。理解をしてもらうためのアナウンスが足りない。

宇都宮指導室統括指導主事 今、御質問がありました小中一貫教育の君田小の保護者の方々が心配している部分についてのアナウンスが足りないということでございます。

水崎委員 心配の部分についての説明が、不足しているということですか。

宇都宮指導室統括指導主事 はい。

小田原委員長 今のお話をうかがっていると、みなみ野小中一貫校の説明会のときに、君田の保護者が君田の心配事をそこで出すということは、君田小学校における校長の説明が不足していたんだろうと思います。だから、そこに来る前に説明がなされていれば、ゼロとは言わないけれども、何人かが立って同じような心配をするということはなかったのではないかな。そういうふうに、私は受けとめました。今の話、やりとりを聞いていて。

水崎委員 それは、私も当日いたんでよくわかるんですけど、やはりもちろん学校への指導もあるのかもしれないし、保護者一人一人のいろんな考え方にもよるんだと思うんですけど、やはりこれからやっていこうといったときに、極力スムーズにいける形をしていく方が今後いいのかなという気がしましたので、しこりになっていってはまずいなという気がしましたので。

小田原委員長 そのしこりと言われると、また困らないですか。

私は、しこりは残らないと思うんです。だって、3小2中であれば、その1小の場合には事情がわかっているわけだから、君田がどっちかにというふうに考えるしかないわけ。それを選択するのは、学務のさっきの地域で分けるのか、選択制で分けるのかということになってくるだろうと思いますけれども。

その、いずれにしても両方のカリキュラムが君田に行くわけだよね。そこで、小学校としての調整をすることになるだろうと思います。ただ、小中一貫のカリキュラムは、多少の特色を持たせる部分があるけれども、シラバスの違いは君田で調整するしかないでしょうね。

そこから生じることは、しこりにはならないだろうと思います。その二つで比較しながらこちらを君田としてやる場合、両方の中学からどういうふうに来るのかとか、どういう教科書、教材を使っていくのかというのは、七国とみなみ野が同時にできるわけじゃないだろうから、そこはだれの腕の見せどころになるんですか。

宇都宮指導室統括指導主事 統括だと思います。

小田原委員長 私は、中学校の先生だろうなと思っているんですよ、両方の中学校の先生。

宇都宮指導室統括指導主事 実は、月曜日の保護者からの御質問の中でも、みなみ野とモデル研究をやっているわけなんですね、君田小学校は。ということは、将来的には学区域的にはみなみ野中に君田、全入するのかというような御質問があったわけですけども、学事の方でそれはないと。あくまで七国中とそれからみなみ野中の学区域でお願いするのが、

選択制ですということなので、お話はさせていただいたところなんで、そうすると、将来的には、君田小学校は七国中とみなみ野中のカリキュラムの中で選択をしていただく。だから、まるっきり同じことをするのではなくて、それらを勘案しながら君田としての小中一貫教育のあり方を探っていく方向になるかと思えますというような、御説明をさせていただきます。

小田原委員長 それはそのとおりだと思います。そのときに、言えばよかったじゃないですか。君田小ができるときに、教育委員会のこの場では君田に小中一貫校をつくりましょうという話があったんだと、あったんですよ。君田にみなみ野の小中一貫校をつくりましょうと、小学校だけじゃなくて、という話があったんだけど、スペースがなくて小学校の教室を確保するだけでも手いっぱいなんだと。上に伸ばせと言ったら、上に伸ばす制限があるんだそうです、あそこら辺。それで、小学校だけになっちゃった。後からできる学校が、本当は小中一貫校をつくらなきゃいけない場所ですから、あそこは。だって、みなみ野も七国も小中一貫の形になっているわけだから、だけど、それができないから運命としてはどっちかに行くしかないというのが、承知していなければならない話なんですよ。

そのときに、学事が言えない部分があったと思うんだけど、君田小中学校一貫校をつくることも考えていいことだと言いたいですよ。だけど、言えないから、先ほどのような答えになっちゃっている。だから、その時点ではその言い方が正解だろうということになりますね。

私がかわりにしゃべっていますけれども、よろしいですか。違ったら答えていただきたいんですけれども。

宇都宮指導室統括指導主事 おっしゃるとおりでございます。

小田原委員長 じゃあ、指導室からの説明はよろしいですか。御報告は以上ということで。

続けて、何か御報告することはございますか。

石垣学校教育部長 生涯学習スポーツ部の郷土資料館の方から報告があります。

小田原委員長 学習支援課。郷土資料があったらいいですよ、言っていたいて。この際だから言いませんから、八王子記念市史について何とかとか、稲荷山通信が出ましたとか。

牧野学習支援課長 シルバー人材センターとの協働で、生涯学習センターの庭園の補修を行った件について、口答で御報告いたします。

駅前にあります通称クリエートホールの西側から入るプロムナードのエレベーターの手前なんですけれども、南北に庭園がございまして、これが荒れた状態になっていたという

ことで、草取りをした程度ではちょっと直らないということで、専門家の手による補修が必要だということだったんですけども、費用がかなりかかるという状況の中で、私どもとしましても、何とかよい空間ですので、いやしの空間、あるいはほっとするような空間として復活をしたいということで、シルバー人材センターの方に相談をいたしましたら、シルバー人材センターの方で、これはまたシルバー人材センターの職員のよい研修の、人材育成の機会に当たるということで、非常に快く御協力をいただきまして12月の11、12、13、14と、4日間にわたりまして17人の職員の方がおいでいただきまして、石井会長が陣頭式で、石井会長みずからがデザインをしていただいて、少ない費用でとても立派な日本庭園ができたということでございます。

もう既にでき上がっておりますので、もしよろしければ委員の皆さんにもごらんいただきたいということで、それができたという御報告をさせていただきます。

小田原委員長 学習支援センターからの御報告ですが、少ない費用でという話だったんですが、クリエートホールからの予算でできたんですか。それとも、シルバー人材センターの方で研修費をもっていただいたということですか。

牧野学習支援課長 研修費については、一切シルバー人材センターの方の御協力ということで、お願いをすることができました。それで、私どもの方としては、ごらんいただきました竹垣とか、そういったものの物品について購入をして、それでお願いをしたということでございます。

小田原委員長 石とか、何とかは。

牧野学習支援課長 石は、ある程度、もともとあったものを使ったということなんですが、あと、石道路についてはその場の雰囲気にあったものということで、石井会長が材料屋にお願いして、それを購入したという形。

小田原委員長 寄贈じゃなかった。

牧野学習支援課長 それは。材料代だけ、私どもの方で提供したということでございます。

小田原委員長 これは本物の竹ですか。

牧野学習支援課長 そうです。

小田原委員長 建仁寺垣。

牧野学習支援課長 建仁寺垣と、御簾垣ですね。両方とも本物の竹でございます。恐らく一年後ぐらいには真っ黄色というような状態になって、非常にすばらしい色になっていくんじゃないかというふうに思っています。

小田原委員長 10年後には枯れていますけれども。

牧野学習支援課長 そのときには、また改修をしたいと思います。

小田原委員長 そのときには、どういうふうにお金をかけないでできるかどうかですね。

牧野学習支援課長 また協力関係を引き続き持ちまして、やりたいと思っております。

小田原委員長 ということでございますが。写真で見せていただいたけど、非常にきれいにできていて、建仁寺垣というのは本当に見事なものですので。ということでよろしゅうございますか。

石川教育長 通路と違う。

牧野学習支援課長 西口から入りまして、左右にございます。二つある方は、大きな庭園ですけれども。

小田原委員長 庭園って。坪庭。

牧野学習支援課長 そうですね、坪庭ですね。

小田原委員長 東側の歩道とホールの建物との間も、いささか気になるんですけどね、行くと。

牧野学習支援課長 歩道のところは、プランターの植栽をボランティアさんの協力で毎週木曜日に手入れをしまして、市民の方から好評で大変歩いていて気持ちいいというようなことで、これも今、花がいろいろ咲いております。

小田原委員長 あそこに、歩道に自転車で来た方が置くでしょう。

牧野学習支援課長 今、自転車を置かないように整備はしておりますけれども。自転車を無法に置かないように、プランターを整備しております。なるべく注意しております。

菊谷生涯学習スポーツ部長 ヨドバシカメラの方に自転車置き場がありますので、そこだけです、自転車が置いてあるのは。あとは、周りを今、教育長がおっしゃるように、プランターを全部寄せて、自転車を置かせないために配置していますから、今はきれいに。

小田原委員長 きれいになっていますか、そうですか。

ということですが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 じゃあ、ないようでございますので、御報告は以上ということで。

事務局の方からの報告は以上ですね。

委員の皆さんの方で、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、それではここで、暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

今、40分ですので、4時ちょっと前にできるかな。再開は、4時半。そんなにかからない。4時45分を再開ということで、よろしいですか。

じゃあ、よろしく願います。

【午後3時43分閉会】